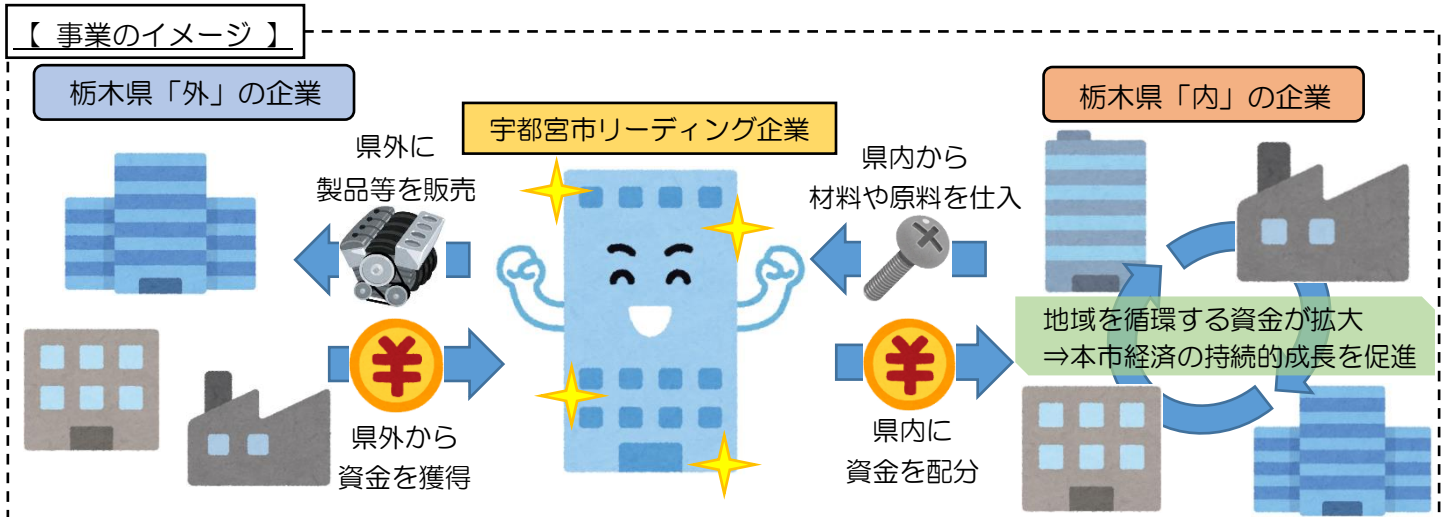


# 宇都宮市リーディング企業募集案内

宇都宮市では、令和元年度より、本市経済の持続的な発展を図ることを目的に、市内に本社を置き、売上や雇用において一定の規模を有する企業のうち、企業間の取引などにおいて地域経済に貢献し成長性の高い企業を「宇都宮市リーディング企業」として認定し、集中的かつ積極的な支援を実施しております。



## ■ 対象企業

市内に本社を有する企業で、以下の①売上高、②従業員数、③域外販売比率、④域内仕入比率の4つの評価項目において、評価点が合計12点以上であり、すべての評価項目において1点以上である企業

ただし、④域内仕入比率のみ1点に満たない場合は、②従業員数の評価点が4点以上、かつ、①売上高及び③域外販売比率の評価点の合計点が10点以上である場合は認定します。

①売上高		②従業員数		③域外販売比率		④域内仕入比率	
1点	5億円以上	1点	30人以上	1点	10%以上	1点	5%以上
2点	10億円以上	2点	50人以上	2点	20%以上	2点	10%以上
3点	15億円以上	3点	70人以上	3点	30%以上	3点	15%以上
4点	20億円以上	4点	100人以上	4点	40%以上	4点	20%以上
5点	50億円以上	5点	200人以上	5点	50%以上	5点	30%以上
6点	100億円以上	6点	300人以上	6点	60%以上	6点	35%以上

※ 詳細は公募要領をご確認ください。なお、認定期間は認定日から3年経過した日の属する年度の末日までです。

## ■ 公募要領・申請書類のダウンロード先

宇都宮市ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/1018916.html>

## ■ 支援内容（詳細）

宇都宮市リーディング企業の認定を受けた企業（以下、「認定企業」という。）に対し、以下の補助金において要件の緩和や上乘せ補助など（下線部）を実施いたします。

なお、各補助金の申請にあたりましては、事前にご相談ください。

事業名・概要	事業内容
① 新産業創出支援事業補助金 ⇒ 企業の新産業・新製品開発に係る経費の一部を補助	<対象者> 市内中小企業、 <u>認定企業</u> <対象分野> カーボンニュートラル分野 <対象経費> 設備費，原材料費，外注費，F S 費 等 <限度額> 200 万円上限，1/2 以内 <その他> <u>認定企業は採択審査時に加点の対象とする</u>
② 販路開拓支援事業補助金 ⇒ 企業が展示会等に出展する際の経費の一部を補助	<対象者> 市内中小企業等 <対象経費> 出展料，展示装飾費 等 <限度額> (国内) 1/3 以内，上限 20 万円 (海外) 1/3 以内，上限 40 万円 共同申請の場合は，補助率 1/2 以内 <補助回数> 同一年度につき，1 事業者，1 件まで ◆ <u>認定企業は 1 事業者，2 件まで</u>
③ 中小企業高度化設備設置補助金 ⇒ 企業の設備の取得費用の一部を補助	<対象者> 市内中小企業 <対象業種> 製造業，特定サービス業（※） ◆ <u>認定企業は対象業種の制限なし</u> <補助内容> 新設・増設した設備取得費の 3% <限度額> 1,000 万円(1台あたりの取得価格が 300 万以上)
④ 企業立地等支援補助金 ⇒ 補助対象地域の除外	<対象地域> 工業団地，工業専用地域，工業地域，準工業地域 ◆ <u>認定企業は対象地域の制限なし</u> <対象業種> 製造業，特定サービス業，物流関連産業，植物工場，電気・ガス・熱供給業 <補助内容> 土地・建物・設備の取得費用の 5%，上限 3 億円 【大規模上乘せ】 モビリティ産業，情報通信産業，半導体産業，蓄電池産業の場合，土地・建物・設備の取得費用の 5%，上限 7 億円

※ 特定サービス業・・・総合リース業，産業用機械器具賃貸業，事務機器器具賃貸業，機械修理業，ソフトウェア業，情報処理サービス業，情報提供サービス業，広告代理業，ディスプレイ業，産業用設備洗浄業，非破壊検査業，デザイン業，経営コンサルタント業，機械

### 【申請書類の提出先・お問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 産業政策課 経済戦略グループ

〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 (宇都宮市役所 7 階南側)

TEL : 028-632-5192 FAX : 028-632-2447

E-mail : [u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp)